

※本資料は、今後の当局 (IASB・FASB・ASBJ等) の動向、方針、制度に対する弊社の見解を示す資料であり、その内容の正確性または完全性を、(明示的にも暗示的にも) 表明あるいは保証するものではありません。

第37号
Jun-2019

ASBJが「時価の算定に関する会計基準（案）」等の公開草案の再公表の必要性について検討

ASBJ（企業会計基準委員会）は2019年6月13日（木）に、「公開草案を再度公表する必要性の有無」に関して検討を行いました。2019年1月18日に公表した企業会計基準公開草案第63号「時価の算定に関する会計基準（案）」等に対するコメントは2019年4月5日に締め切られ、25通のコメント・レターが寄せられています。その結果、現状の文案においては、本公開草案の提案から変更した箇所が公開されています。（下記内容は一部抜粋部分）

項目	本公開草案での提案	本公開草案からの変更	再公開草案の必要性
適用時期（時価算定会計基準2第16項）	本会計基準は、2020年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用する。 また2021年3月31日以後終了する連結会計年度及び事業年度の年度末に係る連結財務諸表及び個別財務諸表から適用することができる。	本会計基準は2021年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用する。	本公開草案に対して、十分な準備期間が必要であるとの意見等、適用時期を延期すべきとのコメントが多数聞かれたことを踏まえて適用時期を変更するものであり、公開草案を再度公表する必要はないと考えられる。
投資信託の経過措置（時価算定適用指針第26項）	経過措置を適用した投資信託について、次の経過措置を設ける。 (1) 時価の算定は、改正の直前の金融商品実務指針の取扱いを踏襲する。 (2) 便宜的な時価のレベルの分類を定め、時価のレベルに関する注記を求める。	経過措置を適用した投資信託について、次の経過措置を設ける。 (1) 時価の算定は、改正の直前の金融商品実務指針第62項の取扱いを踏襲することができる。 (2) 時価のレベルに関する注記を求めない。	本公開草案に対して、便宜的な時価のレベル分類は会計実務上の混乱を生じさせるおそれがある等、時価のレベルに関する注記を求めることに反対するコメントが多数聞かれたことを踏まえて注記を不要としたものであり、公開草案を再度公表する必要はないと考えられる。

詳細はASBJのホームページ等を参照のこと。